

(2) スウェーデン、デンマークの現行税制(理念形との主な対比等)

① スウェーデン

- a) マイナスの資本所得について、10万krまではその30%を、10万kr以上はその21%の額を、勤労所得に係る税額から控除することができる。
- ・ この取扱いは、住宅所有者の要求が強かったためであり、政治的に決定された。逆に言えば、二元的所得税の導入前なら全額控除可能であったものが、導入によって制限が付いたとも言える。
 - ・ また、法人の場合は利益は益金、借入金利子は損金として通算されるので、そのバランスからみて、ある程度の通算を認めることにも合理性がある。
 - ・ 他方、所得を二分する理念形との関係については、二元的所得税を採用しているから税額控除としており、言わば特別な減税措置としての位置付けと理解して欲しい、と説明された。
 - ・ なお、マイナスの資本所得は繰越不可とする制限が付されている。
- b) 資本所得の中で、キャピタルロス(譲渡損)は70%までしか他の資本所得と通算が認められていない。また、キャピタルロスの中でも、株式譲渡損は、他のキャピタルロスと70%までしか通算が認められていない。
- ・ 70%までしか通算を認めない制限の理由は、譲渡損は租税回避に利用しようという誘因が常に働くためである。こうした制限はヨーロッパでは一般に存在しており、以前は100%控除可能であったのを、税制改革によって70%に制限した、と説明された。

② デンマーク

- a) 3年超保有の株式譲渡益や配当は、株式所得として分離課税されるが、他は資本所得として勤労所得と合算して累進課税される。また、株式所得自体についても2段階の累進税率(28%、43%)が適用され、税率の均一性はない。
- ・ 従って、もはや二元的所得税の理念からは乖離しており、資本所得と勤労所得の違いは、勤労所得にだけ負担が求められる労働市場貢献税(8%:1994年導入)だけだという意見もある。
 - ・ 一方、株式所得は分離課税されているほか、資本所得のマイナスは、勤労所得の最低税率部分(地方税部分)からしか控除できないように制限されている。プラスの資本所得に対して累進制を採用した94年の改革後においても、マイナスの資本所得に対する税率を引き下げてきており、この点で「基本的に二元的所得税は継続している」とする意見もあった。
- b) キャピタルロス(譲渡損)は同種のキャピタルゲインとの間でしか通算が認められていない。従って、同じ株式所得の中でも、株式譲渡損は株式譲渡益との間でのみ通算可能で、配当所得からは控除できない。
- ・ キャピタルゲインに対して制限を行うのは、譲渡損益の実現時点が選択可能であるため、租税回避行動を抑制するためである。実際、株式譲渡益に対する課税は3年超保有であるか否かで異なるが、これを利用した投資行動が見受けられる(3年で取扱いを変えること自体は、政治的な決定によるもの)とのことであった。

4. 申告手続について(出張後の調査結果を含む)

- (1) スウェーデン、デンマーク両国とも納税者番号として住民登録番号が利用されている。もともとは国内に居住する住民に関する情報を把握するためのものであったが、その利用範囲が拡大され、現在では税務にも用いられている。
- (2) 番号登録は義務とされており、年金、運転免許など幅広い分野において番号使用が要件となっている。一方で、税務当局から所得や税額を集計・記載した申告書を各納税者に予め送付し、記載に相違なければ申告手続が終了するといった、税務申告を簡素化する仕組みとなっていることに特徴がある。

(3) 申告手続の概要(デンマークの場合)

- | | |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1月上旬 | 登録システム(The National Central Taxpayers Register)において、過去の申告書等からの情報により、個々の納税者の状況調査書(Census File)を作成 |
| 1月下旬 | 雇用者、銀行、クレジット会社、年金ファンド等は、納税者に関する情報申告書を税務省に提出 |
| 2月上旬 | 市町村はシステム上の納税者情報を追加・修正
納税者は通勤費に関する経費情報とメールアドレスを提出 |
| 3月～4月 | 申告書(pre-printed income tax return)等を各納税者に送付 |
| 5月1日 | 申告書(tax return)の提出期限 |

- ・ 送付された申告書の内容に問題がなければ、納税者は申告書の提出等を行う必要はない(申告書を税務当局に提出したものとみなされる)。2001年の実績で見ると、申告書を追加・修正した納税者は全納税者の6%以下の状況。
- ・ 納税者は Self-Key system と呼ばれるインターネットや電話による申告手続を行う者が多く、ペーパーベースで手続を行う者を上回っている。
- ・ 納税者が申告書に追加・修正を行う際、特に証明書類等の提出は必要とされない。一方、税務当局が納税者の追加・修正を受け入れない場合には、提出が求められることとなる。
- ・ 税務当局が送付した申告書の内容について追加・修正の申し出が行われた場合、その情報は登録システムに入力される。システムには様々なタイプの納税者の標準的な情報が算出されており、変更を行った内容がその標準的な情報より大きくはずれる場合には、自動的に抽出され、その納税者に対して詳細なマッチング作業が行われる。なお、これとは別に、年一回、税務当局は税務署に対して1つの項目について詳細なマッチング作業を行うよう指示を行っている(例えば、通勤費、労働組合費等)。
- ・ 個々の納税者の状況調査書(Census File)の作成に当たっては、過去の実績や平均的な賃金上昇率等が参考にされる。例年、秋に税務当局から納税者に対して preliminary estimate が送付されており、この段階で例外的な事情(解雇等)の発生等が確認される。

(以上)